
平成18年第2回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成18年6月14日(水)

1. 議事日程第4号

平成18年6月14日(水) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 議案第97号、議案第98号及び議案第99号の訂正について
 - 第 3 追加議案の上程
 - 第 4 町長の提案理由の説明
 - 第 5 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 議案第97号、議案第98号及び議案第99号の訂正について
 - 日程第 3 追加議案の上程
 - 日程第 4 町長提案理由の説明
 - 日程第 5 一般質問
-

出席議員(19名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 限 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
13 番	穴 井 丈 洋	14 番	神 田 義 彦
15 番	安 達 宏 彦	16 番	片 山 博 雅

17番 繁田弘司

19番 小野菊男

20番 横山富夫

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄

議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 小林公明

助役 日隈紀生

教育長 西野重正

総務課長
兼自治振興室長 小幡岳久

企画財政課長 秋吉徹成

税務課長 大塚章雄

福祉保健課長 松山照夫

住民課長 中尾拓

建設課長 合原正則

農林課長 佐藤左俊

農林課参事兼
農業委員会
事務局長 小川敬文

商工観光課長 河島広太郎

水道課長 麻生長三郎

会計課長 日隈駿一

人権・同和対策
室長兼隣保館長 大蔵喜久男

学校教育課長 坪井万里

社会教育課長
兼中央公民館長 芝原哲夫

社会教育課参事 宿利博実

わらべの館館長 酒井恵一郎

行政係長 村木賢二

午前10時00分開議

○副議長（後藤 勲君） 横山議長が所用のため欠席されましたので、地方自治法第106条の規定によりまして、副議長後藤がその職務を行います。

おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛にお願いします。

会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定によりまして、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は18名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きますが、1番宿利俊行議員より発言の申し出がありましたので、これを許します。

宿利俊行議員。

○1番（宿利俊行君） おはようございます。昨日、私の一般質問の発言の中で、不適切な発言がございましたので、訂正方をお願い申し上げます。

まず、会社名を「A社」としていただきたいということでございます。

それから2点目でございますが、「くすタイムズ」の掲載の中に、日隈助役さんの件につきましては、全面的に文言を取り消していただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（後藤 勲君） 宿利議員より、昨日の会議における発言について、地方自治法第129条の規定により、訂正と取り消したいとの旨の申し出がありました。

この訂正並びに取消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） よって、宿利俊行君からの発言の訂正と取消しの申し出を許可することに決しました。

安達議員。15番。

○15番（安達宏彦君） 15番安達であります。会社名がA社というような訂正でございましたが、中の文言について、堆肥まがいの「ヘン」な物、これは適切であろうか、と思っておりますが、この点についても訂正方を願わんと悪いんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利俊行議員、今の発言について何かありますか。

それまでも訂正をとというあれですが、宿利議員。

○1番（宿利俊行君） ああ、そうですか。まあ、差し障りがあればですね、訂正もやぶさかでございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、宿利俊行君からの発言の訂正と取消しの申し出を許可することに決しました。

日程第1 日程変更について

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、議会運営委員会委員長に議案の訂正並びに追加議案について委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

6月13日、町長から議案の訂正と追加議案の申し出がありましたので、本日午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。

議案第97号、議案第98号、議案第99号の訂正と追加議案であります。議案第107号、玖珠町監査委員の選任について、以上議案の訂正と追加1議案につきまして、執行部に説明を求めました。

追加議案は人事案件でありますので、取り扱いにつきましては慎重に協議したところであります。その結果、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日日程上程のみとさせていただきまして、質疑、討論、採決は、本定例会の最終日に行いたいと思います。どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。議案の訂正と追加1議案につきまして、執行部に説明を求めました。追加議案は人事案件でありますので、取り扱いにつきましては慎重に協議したところであります。その結果、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日日程上程のみとさせていただきまして、質疑、討論、採決は、本定例会の最終日に行いたいと思います。どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。議案の訂正と追加1議案につきまして、執行部に説明を求めました。

○副議長（後藤 勲君） ただ今、議会運営委員長より、委員会の協議の結果について報告がありましたが、予めお手元に配付してありますので、変更日程表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は変更日程表のとおり行うことに決定いたしました。

日程第2 議案第97号、議案第98号及び議案第99号の訂正について

○副議長（後藤 勲君） 日程第2、議案第97号、議案第98号及び議案第99号の訂正についてを議題といたします。

小林町長に訂正理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日は、今定例会における一般質問の2日目でございますけれども、早朝より議会運営委員会を開催していただき、そしてただいま報告にございましたように日程を変更していただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

お許しをいただきまして、議案の一部訂正についてご説明を申し述べ、議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

議案集の59ページをお開きいただきたいと思います。

議案の第97号は、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定についてでございますが、議案中の備考欄、指定期間が「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」と記載しておりますけれども、「平成18年9月1日から平成21年3月31日まで」が正しい指定期間であります。議案作成における事務上の不手際、ミスでございまして、訂正をお願いいたします。

同じく60ページの議案第98号であります。

玖珠町鹿倉休憩舎の指定管理者の指定について、それと、次のページ61ページの議案第99号、玖珠町観光物産館の指定管理者の指定についても、同じように、備考欄にありますように指定期間を「平成18年9月1日から平成21年3月31日まで」とご訂正方をお願いいたしたいと思ひます。

お手元に議案訂正の正誤表をお配りしてごひますのでご参照をお願い申し上げます。

以上、公の施設の指定管理者の指定議案3件について、指定期間の訂正がごひますので、議案の一部訂正をお願いする次第でごひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（後藤 勲君） おはかりします。

ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号、議案第98号及び議案第99号の議案訂正については、お手元に配付してひます正誤表のとおり、これを訂正することに決しました。

日程第3 追加議案の上程

○副議長（後藤 勲君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第107号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決は、本定例会の最終日に行いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第107号は、上程することに決定しました。

事務局長に追加議案の朗読をさせます。

高倉事務局長。

○事務局長（高倉益雄君） 議案の朗読。

議案第107号 玖珠町監査委員の選任について

以上であります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○副議長（後藤 勲君） 日程第4、町長に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） 今議会の初日にお願ひ申し上げておりました、今回、追加上程させていただきます議案第107号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

お配りしております追加議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、玖珠町大字森894番地の2に在住しておられます、玖珠町監査委員穴井靖人氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますが、後任の監査委員として、玖珠町大字塚脇124番地の4にお住まいの、中山キミ子氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

別冊の黄色い表紙の参考資料集1ページに同氏の略歴を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上、追加上程議案のご説明を申し述べ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第5 一般質問

○副議長（後藤 勲君） 日程第5、これより一般質問を行います。

初めの質問者は、3番松本義臣君。

○3番（松本義臣君） おはようございます。議席番号3番松本義臣です。通告にしたがいまして、議長のお許しをいただき、一問一答方式で回答をお願いいたします。

4月の定期異動の配置換えで全員の課長さん、皆さん方本当に心機一転であります。特に農林課長さん、水道課長さんにおかれましては新任ということで元気いっぱい、やる気十分、仕事に対して情熱と意欲が感じられ大変頼もしく思っております。

そこで、今回の質問は、八幡地区民が長年待ち望んでおります、そしてまた実施までには、長い期間が必要と思われる事業項目と思います。このような事業に対してどういうふうな取り組みをしていけば町民の要求に応えられるか。3点とも事業構想という形の中でのお尋ねにいたしております。

第1点目は、町の直接管轄事項ではありませんが、17年の6月議会で質問をさせていただきました、その関連であります。

県道43号線の玖珠・山国線の早期改良整備であります。

2点目は、八幡地区水道事業の取り組み。

そして3点目は、集落の農地や水路の清掃、補修を目的として取り組む住民グループに対する活動助成事業の概要等々であります。そういった事業を行うにあたり、それぞれの課長さんの基本構想をお尋ねするわけであります。

それではまず第1点目ではありますが、県道43号線玖珠・山国線の改良工事についてであります。

来年度以降における整備計画及び小区間改良整備等、本路線の改良構想について伺いたしたいと思います。

本路線は、県としましては、幹線道路そして重要路線として位置づけ年次計画で整備が進んでおります。八幡地区の入り口である十の釣付近は、広い歩道も設置され、立派に整備されました。皆さん大変喜んでおります。また、同年の6月議会の中で、県道整備の手法として、県道1.5車線的な道路整備について質問をいたしました。道路予算の減少する中、合併新市の生活道路整備の進め方として、県道1.5車線的な道路整備の方法を導入し、整備コストと工期の大幅短縮を図り、早期完成を目指すというものであります。

先の回答でありましたように、玖珠管内では、施工路線として県道日田・玖珠線ですでに道路整備が始まっております。さて、本線の玖珠・山国線では、現在、古後・平原工区が平成18年度に完成するとの報告をいただきました。そこで、項目を、危険箇所項目を一応説明申し上げたいと思いますが、まず18年度より太田本村付近より錨田までの整備が計画されているとのことをお聞きしております。その内容をお聞かせいただきたいと思っております。

この区間は八幡地区にとりましては、本当に念願をしておるところでありまして、全面的な改良が必要であるのは、ご承知のとおりであります。今年度一部改良ということも聞いておりますけれども、その場所を除いて3点ばかり上げてみます。

まず、八幡の方に入る方から申し上げますと、まず太田本村付近の交差点であります。これは町道峰山線と本線が合流する交差点でありますけれども、この付近が非常に狭いために、また、この峰山線は従来よりバス路線でもあります。森町や三島公園に連絡しておりますので、八幡地区民には重要な路線であります。また、その途中に工場もあり、そのトラックなど大型車両も多く利用をしておる路線でもあります。その乗り入れのための交差点が狭いために、右折、左折時には、民家の軒や壁に接触するため、車両は勿論、民家は何回となく壁が壊れるなど被害に遭っておるようであります。現在も、長い期間、工事用のバリケード、プラスチックの三角錐でありますけれども、それが置かれてそのままになっております。

また、峰山線側につきましても、歩道も設置されていなく、通学路でもあり大変危険であります。そういうことで、この拡幅、右折路線をぜひ必要があるんじゃないかというふうに私は感じておるところであります。

2箇所目は、学校、小学校を過ぎまして平井橋というのがあります。ここはもうそのままもう放置された形の中で、右側に仮設の歩道橋ができております。その右の仮設の歩道は、また横断歩道をそこに渡って、そして今河川沿いにあります通学路であります歩道に入っております。大変な危険な状態であります。そういうことで、もう右側の方に、左側の方に、用地のいろんな関係もあると思われませんが、歩道と一体化した仮設歩道橋でもいいから、早急な設置が望まれるものであります。

3箇所目は、太田松信自治区から古後平原間であります。

この間は延長も長く、整備が大変遅れております。先の一般質問で回答いただきましたが、また

今回も、やはり早急な整備がお願い、整備を必要であると、そういう判断の中でまた取り上げています。

また、松信の自治区から、その中でも松信の自治区から池ノ尾の区間は道路幅も狭く、カーブも多い方であります。離合もままならず、時速30km以下の走行しかできません。また、冬季には積雪も多く、交通事故も多発しております。本当に通行の方々、また地域住民が大変難儀をしております。その区間の中でも、また特に、松信の自治区内、天祖神社が皆さんご存知だと思いますけれども、その天祖神社は本当にクランクのカーブであります。2箇所あります。幅も非常に狭くあります。通称ゴウツウの坂と我々は呼んでおりますが、そのS字カーブなど本当に見通しも悪く、大変危険で過去数回大きな事故も発生をしております。幸いにしまして、本年、地域の住民の方、特に坂上地区の自治委員会が中心になりまして、見通しの悪い道のりの部分の木々の倒木、の木々の倒木ですね、それから間伐、草切りこういうことを自助努力でやってくれました。本当に見通しも良くなり、通行者からも感謝をされております。

そういうことで、県道でありますけれども、管理者だけにお願い、やれやれというんじゃなく、やはり使用するのは周辺住民であります。やはり周辺住民がそういう維持管理に立ち上がった、非常に大きな成果だと思います。

そういうことで、この区間の中でゴウツウ坂の、通称ゴウツウの坂であります。小区間の改築がぜひ必要であると、そういうふうに私は思います。そういうことで危険箇所、特に危険なところを3点上げましたけれども、町として、県に対し具体的にどのような要請をなされているか。また、町として、本線の改良整備はどのような方法するのが一番早期改良につながっていくか、そういう構想をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 答えいたします。

ご存知のように、県道43号線（玖珠・山国線）でございますが、この改良など、県道につきましては大分県が事業実施をいたしております。

質問の、太田本村から錨田区間の状況でございますが、当初計画の現道拡幅計画は、地権者の承諾が得られず断念いたしまして、現在志津里側のバイパスに設計変更をいたしております。すでに地権者の測量同意が得られまして、現在、縦横断測量の準備をいたしております。

したがって、先週から地質調査に入りまして、要望どおり予算が予算措置ができれば、今年度下期には用地測量を済ませまして、来年度から用地の買収を予定をいたしております。

工事につきましては、用地買収の動向、予算や工事規模がまだ確定いたしておりませんので、工事着手の時期については、現時点でははっきりしていないとこのことでございますが、用地買収が済めば工事に入る予定となっております。

2番目の、峰山線との交差点付近についてでございますが、これにつきましては、今回、太田工

区の中で拡幅を考えておりました、計画では、交差点周辺の建物をかけずに隅切が取れる設計を考えており、県としては、大型車両の通行に支障がないと言っております。その設計には、残地もできるというかなりの幅を見て設計がされております。

3番目でございますが、平井橋の歩道橋設置ですが、この太田バイパスが通りますと、主要通過台数もかなり減ってくるというふうに見ておりますが、この歩道設置につきましては、町としても、小中学校の通学路でございます。狭くて改良の必要性は認識しておりますが、県といたしまして、太田バイパスの工事中、中では非常に難しいという判断をいたしておりますが、これにつきましては、積極的に別予算で設置を検討してまいりたいという回答をいただいておりますので、町としてもこの設置については、要望を今後続けてまいりたいというふうに考えております。

4番目の松信、天祖神社付近についてでございますが、これにつきましても、町としても道路状況の悪いことについては認識しておりますが、県としては、財政状況も厳しい中で、予算的な面などで、太田工区との同時進行は無理があると。太田バイパス完成時点で考えたいと、まあそういった、考えたいとのことでありますけれども、町といたしましては非常に道路状況悪いということで、早期着手に向けまして現在、期成会、町、地元、関係者と作っております県道期成会と一緒にしまして、早期着手に向けて、県の方に要望してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の4点についてお答えをいたしました。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 松本義臣君。

○3番（松本義臣君） 大変前向きな回答をいただきました。この太田本村から学校の小学校の間は、現道を拡幅して、そして今の錨田からの直線といいますか、そういう路線で整備が本当に良かったと私は思うわけでありましてけれども、今の回答を聞いてますと、一部そういうことができなくて路線変更をしたという話でございました。その中でも、このバイパス工事に計画の変更、それからボーリング、そういった地質調査ももう進んでおる。そういう回答いただきまして、地元といたしましても、やはり協力、そういうことに進んでいかなければならないとそういうふう思うところがあります。

それでは、そのバイパスができたときに、これは、ひとつお願いになるかもしれませんが、現在の河川沿いに通学路が歩道があるわけでありましてけれども、それに連絡する小学校の体育館ですか、あの付近に歩道橋、連絡する歩道橋を付けていただきたい。そういうふうには私は思います。そうすれば、両方の道路からの歩道が活かされてきますし、児童生徒も広い歩道を使って通学ができます。そういうふうには思います。そういうふうには要望もまたひとつしておきたいと思っております。

その学校付近は、この付近はですね、本当に道路が狭くて住民の人たちが本当に大変苦労しておるわけです。そして、ここ数年、事故らしい事故はまあないわけでありましてけれども、道路が狭いために、また反面、最大の注意を払わなくて通行しておるといのが事実であります。そういうこ

とは、交通安全週間などには街頭にですね、交通安全会の八幡支部や女性ドライバー、PTAの皆さんが積極的に街頭に立って指導しております。そういうことが大きな支えとなって、事故もない今日に至っておると思います。

そういうことでありますので、どうぞ早急な改良をですね、地区は地区としてそういった努力をしておりますので、早急な改良をお願いをしたいと思います。

そしてまた、本年3月、政府は、道路での交通事故死亡者数、毎年これ116万を超えているわけでありまして、5年後に100万人以下にすると、100万人以下にする、そういうことの政府の第8次交通安全基本計画が2006年から5年間決まったところであります。

交通事故の死傷者に占める歩行者の割合は3割で、高齢者の方が非常に5割の、高齢者の歩行者が5割も占めておる。原因は、歩道の整備が遅れておる、そういうことが一番大きな原因であろうかと思っております。そういうことで、基本計画では、高齢者、障害者、子ども等、交通弱者の安全をいっそう確保するようまた、通学路、生活道路、そして歩道整備の促進を訴えておるということでございます。そういうことで、この区間は、この政府が示した第8次交通安全基本計画その中に即当てはまる、事案じゃなかろうかなと私なりに思います。

そういうことで、管理者だけではなく、地域住民の協力と理解が一番必要でありまして、いろんな複雑な面もあろうかと思っております。行政一体となって整備を急いでほしいものであります。

そいじゃ2項目目にまいります。

昨日、お2人の方の、八幡地区における水道の関係の質問をいたしました。重複しないように質問をいたしたいと思っておりますが、2項目目としまして、八幡地区における水道事業計画の構想、そして源水確保等の調査状況、そういった結果についてお聞きしたいと思います。

一昨年の16年の12月議会で、八幡地区を対象とした、仮であります、簡易水道施設の構想であります。

そこで地区住民の住民意識や住民意識の調査、それから飲料水の現時点の実態調査、そういうことを実施してほしいということを質問させていただきました。

その結果、調査費、17、18年に合わせて予算計上がなされ、私が質問をしたというわけではありません。先輩の議員さんたちが本当に何年もかけて運動し、質問をした成果だと感謝をいたしております。そういう中で、第2次の上水道の拡張が16年度で一応工事が終了したと聞いております。その中で、給水区域内の普及率を上げるための拡張、それやら、いわゆる給水区域の線引きがされておるわけでありまして、そういう隣接した地域での拡張の見直し、八幡地区におきましては、大分自動車道を境に区域が遮断されていると思っております。しかし、池の原の一部には給水はされております。

そこで、そういった第2次の拡張が終わりまして、そういう地域、八幡におきましては、隣接しております。地域、また、大隈地域、山田地域、そういった隣接している地域に少しずつの拡

張ができないかというお尋ねでございます。

第2次拡張事業の柱は、内帆足水系の源水の確保、それから主な配管の、まあ老朽しておりますのでその取替え、浄水場施設の建替え、そういったことが主だったと聞いておりますけれども、そういうことが終わったわけでありますので、何らかの形でそういう隣接しておる地域、少しずつでも少しずつでもございますので、その中での拡張ができないかという見直しの中での検討はできないかというお尋ねでございます。

また2点目は、八幡地区は、もうほとんどの方がボーリングとか井戸水を利用しておりますけれども、条例を見てみますと、玖珠町の簡易水道条例を見て、町内に6箇所あります。北山田簡水事業これは一番大きいわけでありますが、給水人口が1,580人、その他5箇所につきましては、給水人口が200人以下であります。また、玖珠町の給水施設の設置に関する条例では、18箇所設置されております。八幡地区では、元畑の給水施設があります。この本来ならば、水道、玖珠町内全部の地域に上水道が行き渡っていくのが本当に望ましいことでありまして、また望むところでもあります。が、そういった地域性、また、いろんな高低差、そういったことのいろいろな差があるわけでありまして、全部はそのようにはいかないということは、私も承知はいたしております。

そういうことで、17年度、また18年度、そういった調査の結果をお聞きしたいと思います。先日の回答で、電気探査の調査、地下水帯は確認されたと。そしてまた基本計画の資料として綾垣、古後、山下の400世帯の個別調査をすると、そういう回答がありました。本当に前向きな一歩、二歩とまではいきませんが、一歩は前進したと本当に評価をいたしたいと思います。

そういうことで将来は、古後地区もぜひ調査をしていただきたいと。そして八幡地区の飲料水の確保と、今後の八幡地区に対する水構想をお聞きしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 麻生水道課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 松本議員さんによる八幡地区の水構想ということでご質問がありました。これまで長い間、片山議員さんにより再三水問題については質問をいただいたところであります。

議員さんお尋ねの、3点についてお答えをしたいというふうに思います。

八幡地区において水構想はあるのかという部分であります。現在のところ、八幡地区ということに限って全体構想はございません。玖珠町第4次総合計画の町全体の構想の中で、「美しい自然と、潤いのある定住環境を創造するさわやか地域づくり」を基本方針として掲げている第3次総合計画を引き継ぎ、受け、平成22年を目標に全体としては進めております。

施設内容の中で簡易水道施設、給水施設の整備の項目がありますが、上水道区域の地域において飲料水を確保するため、広域的に水資源の確保に努めるとともに、地域水系内の自立的な水源の確保を図ると示してあります。そういう全体的な構想ということでもあります。

2番目の、八幡地区、昨年度からの調査結果についてということでありましたが、昨日の答弁を

いたしましたので、その部分については、重複しますので割愛をしたいというふうに思います。

それから、調査結果で、平成17年は電気探査というだけで、水がありますよということがわかっておるだけで、実質やってみないと、ボーリングをしてみないとわからないということでもあります。

2番目の、平成18年の、今年度ですけど、意識調査、意向調査ということで現在、昨日も答弁の中に答えましたけど、水の需要状況等、個人の思っていることをお聞きいたしまして、それをもとに、構想の中に組み入れていく、この第4次計画の中に入れていくということで、現在のところ、実施計画に至るということではできておりません。

それから、全体に上水道を送るという部分については、玖珠町の地形上から、まあ無理と言っていいのではないかとこのように思っております。その代わりと言ってはなんですが、今まで議会の中で答弁をしてきておりますけど、上水道、簡易水道、それから給水施設ということで、玖珠町は考えて、現在のところ考えております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3 番（松本義臣君） 大まかなことはわかりました。

そういうことで、本当に八幡地区におきましても、地形的なことがあるのはもう本当承知をしております。そういうことで、18年度にはそういった個別的に意識調査、それから実態調査をしてくれるということでもありますので、そういった資料は今から参考にし、いろんな形の中で今後の検討課題にしていればよいと思います。

そういうことで、八幡地区の本当飲料水はですね、八幡地区は、本当に飲料水、それから集落の簡易水道、それからボーリングの水であります。ボーリングの水は、私のところもまあ本当にきれいな水が出ておるわけでありましてけれども、その水は、水道水のようにもう消毒もされておりません。管理も所有者がしなければなりません。水質検査も最低年1回は検査の必要があります。そういう中で、地域では、本当に少子高齢化が進み、将来、管理など本当にできなくなる、こういうふうに心配をしてるところであります。もうそういうふうになってきますと、やはり公的施設を頼らざるを得ないと思います。そのためにも、今年度本当に回答いただきましたが、そういった実態調査を早急にやっていただきたいと思います。

そしてまた、21世紀は、水と環境の時代と言われておるそうであります。6月1日から7日、もう終わりましたけれども、全国一斉に、『安全とおいしい、おいしさごくり、水道水』、今度の6月の町報にもいろんな詳しくスローガンも載せていただき、いろんな水道の内容も出ておりました。これを見て、やはりこれから今から水に対して関心も持っていかなきゃならない、こういうふうに思っております。

八幡地区におきましては、本当に若者もですね、もう中心地にどんどんこの中心地域でありますけど、こういったところにやっぱり家を構えております。二軒持ってるというのがだいぶおり

ます。そういうことで、水は本当に重要なライフライン、これは言うまでもありません。本当に財政が厳しい厳しいなります。しかし、簡易水道、また上水道ができないのであれば、また簡易水道といったことにも、やはり実現に向かってやっぱりしていかなければならない、こういうふうに思っております。そしてまたこの調査が進んでいけば、地元においても簡易水道の施設建設の期成会、そういったものも立ち上がってくると思います。そして子どもや孫の代に、本当においしく、ぐくりと水道水を飲みたいものと、本当に私も早急な整備をお願いして、私もその一住民になりたいと、こういうふうにあります。

それから3点目であります。3点目は、農地・水・環境保全活動支援事業、この事業が平成19年度から県では取り組んでいるというようなことを私もニュースで知りました。県は、平成18年度からモデル地区を豊後高田市の原地区や、佐伯市のこれ鶴見（つるみ）と読むんでしょうか、そういった地区12地区を指定をして、今年度やっておるそうであります。国では、600地区を一応指定としてこの事業を推進するということをおっしゃっております。この事業でありまして、県も来年度からは全県的にこの事業取り組むということになります。

その中で、助成の対象は、集落の農地や水路の清掃、補修を目的に、農家と農業に従事していない地域住民や都市住民で結成した組織が対象とされ、年間の活動計画を作成し、町と協定を提携し、承認されれば助成金が交付される、まあそういったことでもあります。

現在、中山間地の支払いが行われておりますけれども、中山間地を外れたところにしても、やはり農地、農業用水、水路、そういった生産基盤は、農家の高齢や後継者不足で非常にその管理が難しくなっております。やはり、地域全体で草刈りや水路の泥の撤去などを取り組む必要があるうかと思っております。

皆さんもご存知と思っておりますけれども、私たちの集落も毎年この5月田植えになりますと、やはり井堰の修理、水路の修理、草刈り、そういったのをやっております。今やれる間は非常にいいわけでありましてけれども、その中でも、放置された水路、井堰等があります。これなかなか復帰させるには大きな労力が必要になってくる。だからそのままになっておるのが現状であります。

そこで、この事業の概要をお聞きしたいわけでありましてけれども、今、中山間地の支払いの制度を受けておるところは、本当に活気があっていいわけですけど、この中山間地の支払いを受けてない、他の地域だけのそういうところが、対象外のところが対象地域になるのか。また、そういったことも含めて、町内全体が対象になるのか。それから助成対象の集落の組織はどういうものであるか。それから助成金の算出の基礎、それと助成金の使途、使い方ですね、それから集落の負担、まあそういったこと。それから今非常に叫ばれております減農薬、減肥料、環境保全型の農業などの関連性そういったことはどういうふうな関連があるのか。そしてまた、町としては、この事業に取り組んでいくのかどうか、そういったことを含めましてこの住民グループに対する活動助成、そういった協働といいますか、そういったことに対しての町に対しての構想と、お聞きをいたしたいと思

ます。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 松本議員さんにお答え申し上げます。

かなりの項目にわたってご質問がありましたので、すべてお答えができるかわかりませんが、ご質問受けた部分につきまして、ご回答申し上げたいというふうに思います。

先ほどから議員さんが言われておりますように、非常に集落を守っていく環境というのが非常に厳しくなっております。そういう中で、農業用水路の維持管理ですね、どのような住民グループが取り組んでいるのかということ、で、現在は把握できておりませんが、町から直接的な助成としましては、ご存知かと思えますけれども、土地改良区等の関係してあります地区につきましては、助成をしております。今後も、そういった意味では、当然改良区等につきましては助成なりの形はとりますが、今ご質問がありました農地・水・環境保全支援事業ということでございます。

非常にこの新しい農業の中でこういった言葉ちゅうのは聞いたと思えますけど、こういった事業というのは、おそらく議員さんの中にもご存知の方はおるかと思えますけど、いわゆる先ほどから言われております中山間地直接支払制度に入っていない平地のところですね、そういうところについて、水路の修理とか、その環境を守っていくという新しい事業で、これは来年度、平成19年度から新しく始まるものであります。

先ほど、議員さんから聞かれておりますが、町では、浦河内地区ですか、実験的にそういうことしていただいておりますが、従来ですと、農家の方が主体に水路とか、その地域の環境守っていったんですけれども、今度は、非農家の方も含めたひとつの考え方で、協働活動、それから化学肥料といえますかね、こういうのに頼らないような形の中での環境保全型農業に取り組むという、新しい事業であります。

具体的には、先ほどご質問の中にもありましたが、町と協定を結んでいただいたところに、金額にしますと、水田10a当たり4,400円、畑10a当たり2,800円の活動支援をするということになると思えます。これに対しまして、国がそのうち2,200円、県が1,100円、町が1,100円ということで、4,400円になるわけですけれども、これには資格というものがあります。それは、まず、米の生産調整等に達成されてる地区ですね、そういうところがまず1つであります。ただ、面積の制限はございませんけども、金額が中山間地と違いまして、金額的には、少し少ないわけですが、中山間の場合は、半分は土地の持ち主に、その半分が地域の活動支援ということになります。これはすべて全部その地域のちゅうか、全体の環境を守るという事業でございますので、なかなかそれをもって、お金をもらってどうのちゅうよりも、その地域の皆さん方が一緒になってやろうというものでございまして、誰でもということはありませんが、私どもとしては、こういう、昨日の質問にもございましたが、集落的な農業というものを目指しておりますので、もうそういった中でないと、これからの農業というものはもう全然いろんな事業が入らないということになりま

す。

そういうことでお答え申し上げたいと思います。以上です。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3 番（松本義臣君） それですね、この事業を来年度から町も参加していくというのは間違いないんですかね。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） これにつきましては、まだ最終的に詰めはしておるわけではありませんし、県との説明会もまだ現在途中といたしますか、まだ煮詰めはやっておりませんが、私どもとしては、当然こういった形も、主張が外れるということにはならないと思いますけれども、そのところはちょっとまだ詰めておりませんが、そういうことでご答弁に代えたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3 番（松本義臣君） わかりました。私もこれ4月の段階ですね、大分県が発表いたしました。そういうことでこれを知ったわけではありますが、本当に町もぜひ取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。そういう理由といたしましては、先ほどから話しておりますように、中山間地の支払制度であります。今この対象地域は、集落でいろんな工夫をして、生産基盤のことについて確実にできつつあります。しかし、私の地区ももう一緒ですが、現在外れた対象外の平地の分、本当に待っておった事業であります。この協働の精神が、対象外のところは、もっとも私の地区ではもう一緒ですけども、少しずつ薄れていっておるのが実感です。しかし、昭和40年代から始まりました減反事業政策、もう本当にこれは私の八幡地区民のそれぞれの集落でも先駆けてですね参加をして、集落は元気で活気がありました。こういったぜひすばらしい事業をぜひ取り組んでいっていただきたいと、こういうふうに思います。

そして、毎回質問の最後に、私は準用河川のことをお話するわけではありますが、この準用河川はどこもですね、土砂の浚渫しなければ、まあ茅、泥、もう本当に高くなって、河床が高くなってですね、本当洪水時には川が氾濫して、本当に田畑に水が上がって大きな被害を与える。そういうところがほとんどであります。しかし、当初予算で見ましても、やはり予算化されてない。こういった準用河川のそういう部分的でも結構であります。そういう管理も含めですね、清掃管理、そういったことをこの計画の中で入れられるものなら入れて、そしてすれば、この準用河川のこういった土砂の浚渫、そういったこともこの事業で解決ができるのではないかと、こういうふうに私なりに勝手な解釈をしております。しかしながら、そういうこの事業の計画を19年度から町が本当にやっていただきたいし、取り組むと、そういうことを前提といたしまして、計画書を作るにあたりましてはですね、やはり私どもは、先ほどから言いましたように、昔ながらの水路、井堰、そういったものがあるわけです。いろいろあるわけであります。しかし、なかなかその復旧というのがもう若いものじゃなかなかできません。そういうことで、今からすばらしい知恵を持った高齢者の方が本

当に多くおります。そういう高齢者の意見も本当に大事な、本当に大変な重要な意見を聞くということは重要なことであります。そういうことで、作成計画書を作成するときには、近所のおじいちゃん、おばあちゃん、そういった方々の今までの農業はどうあった、こうあった、そういった意見もよく聞いて、そしてまたおばあちゃんやおじいちゃんたちの知恵をこの事業に貸していただいて、やはり農業が活性化することをお祈り申し上げまして、質問を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本義臣君の質問を終わります。

次の質問者は、13番穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） 13番穴井丈洋でございます。平成18年第2回玖珠町議会定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたことは、喜びであると同時に、責任の一端を感じ、身が締まる気持ちを感じているところであります。

私たちを取り巻く世界や国際情勢には、多くの深刻な事象が横たわっていると思います。特に、緊急な解決を要すると思われる私たちの課題は、なんと言っても紛争や戦争の解決でありましょうし、命を育む食料確保と飢餓難民救済や人口増加問題でありますし、文化的社会の発展に必要なクリーンエネルギー確保や地球の温暖化と災害解消であろうと思います。

そして、新しい課題となりかねない今日的な事象は、科学の進歩に伴う無原則な活用問題が多く生じてくるのではと思うのであります。このようなグローバルな課題は、とうてい1人の力の及ぶところではありませんが、しかし1人から始める人類の課題とせねばならない現実ではないかと思えてなりません。国政の課題といたしまして、多くの多様な事象が山積していると思われまます。特に、近隣諸国との外政では、戦争処理問題や歴史認識、領有権と海洋開発、そしてアジアの覇権や利権などすべてが錯綜する不透明で混沌たる状況にあり、成果は見えてこないものであります。

また、内政は、ことに成果実現の課題でありまして、今の行革展開如何によるところが多大であろうと思います。

ことごとくの民間移譲と規制緩和は、競争激化を誘い、格差社会と、勝ち負け組みが生じて、疲労と不安が募り、多種多様な事件が横行するという由々しい社会路線が出現してしまったのではと思えてなりません。

特に、地方自治体を直撃しています三位一体は、おぼろな姿でありましたが、その1つが、新型交付税制となって出現し、総額削減、真に必要なもの、人口と面積の試算基準が提示されています。この施策は、弱小市町村にとりましてはダメ押しのマイナー効果になるでありましょうし、より一層の格差社会へと変貌するのではと危惧するところであります。知事も町長も、この政策提示を重く受け止めておられますが、私たちも協働せねばならないのではないかと感じておるところであります。本町の実態的な対応としましても、新型交付税制やその他行革内容の全貌が明らかになって、影響度合いが定かに見えるまでは、控え目出費の慎重な対応が必要ではないかと思いをいたしているところであります。

一般質問は、議長のお許しをいただきまして、一問一答方式といたしたいのでご回答ください。

1、農業。

食料・農業・農村に重点策を企図したはずの基本法になりましても、食料自給率40%以上にさせる向上策は難しく、また、農村からの若者脱出は山積、少子・高齢・過疎化は進み、周辺集落は、崩壊の憂き目にあおうとしています。そして、不耕作地は徐々に拡大しつつあるのではと考えていますが、当然の結果かもしれません。政府の不耕作防止は規制緩和で対処しようとしています、抜本的な対応であろうかと、懸念をされるどころだと思います。このことに関わって2007年度から導入されるという新しい制度の品目横断的経営安定策について、質問いたしたいと思います。

①品目横断的経営安定策とは、どんな内容なのかを概括していただきたいと思います。

②この品目横断的経営安定策は、本町の振興と活性化にどう関わるのでありましょか。概括していただきたいと思います。

③この品目横断的経営安定策の事業展開と推進の方途はどうかを概括してほしいと思います。

以上を農林課長にお尋ねいたします。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 初めて聞く事業じゃないかと思いますが、その前にちょっと、穴井議員さんにつきましてお礼申し上げたいと思いますので、ちょっとお時間いただきたいんですが、実は、北九州の板櫃中学校の修学旅行生で、穴井議員さん、それから本日お見えの議員さんの中に、2人ほどおられますが、2泊3日で、私どもの町に農業体験ということで受け入れをいただきまして、大変農家の皆さん、それから生徒の皆さんが大変喜んでいただきまして、まさに私どもが目指しております玖珠町の今後の農業は、都市の皆さんをいかに玖珠町に来ていただくか、この走りでもう毎年このグリーンツーリズムを推進をしていきたいというふうに考えております。大変ありがとうございました。

それで、品目横断的経営安定対策、ちょっと名前を聞いたらちょっと難しくなりますが、私なりにまた町の考え方を申し上げまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

今までは、個々の品目ごとに、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん、原材料ばれいしょの価格に着目した支援から、今度は経営全体を着目した政策に一本化をされるということです。ちょっとこれだけ聞くと何かわからないと思いますが、これは、諸外国との生産条件格差を是正するための補填として、いわゆる「ゲタ対策」といいます。具体的には、現在、麦の生産単価が60kg8,000円です。買取価格が60kg2,000円です。このままですと、麦の生産農家は倒産をしてしまいますので、麦作経営安定資金ということから、国から、60kg当たり6,000円の補てんを受けています。麦の単価と過去の作付面積、実績に基づく支払いと、その年の生産量、品質に基づく支払いを足したものに代わるわけであります。

金額は違いますが、大豆も同じ同様であります。大豆は、1万2,000円で4,000円、いわゆる

差額は8,000円これが補てんされているわけであります。

次に、変動の影響緩和するために、ナラシ対策ということがございます。具体的には、米の価格の下落により農家の所得が減収になった場合、担い手経営安定対策、稲作所得基盤確保対策などで基準収入、所得の9割を補てんをしていましたが、今後は、加入する農家の作付面積1と国の3の割合に拠出金を積み立てて、米の価格が下落したときの交付金の財源とした制度になります。いわゆる麦、大豆においても同様であります。

2つの対策を総称して、「品目横断的経営安定対策」と呼びます。対象者は、認定農業者と集落営農組織となります。

次に、農業経営の安定対策なので、この事業による農業収入が減収となることはありません。しかし、対象者が限定されることになり、小規模農家ではこの対策に加入できなくなります。この事業に加入するためには、まず認定農業者へ農地を集積するか、集落営農組織を立ち上げることになります。玖珠町としては、集落営農組織の設立に向けて今現在推進をしております。後継者の確保、育成、地区内農地の保全、遊休農地の解消や地区住民の交流の場としての地区の活性化を期待をしているところであります。

この事業推進にあたりましては、今6月末日に西部振興局内で西部振興集落営農推進支部、これ局長がトップでありまして、それぞれ自治体の首長等含めた推進支部が6月末に設立予定するようになっております。

また、玖珠町におきましては、認定農業者を中心に広報紙の発行をしようとして考えております。

更に、集落営農の設立を計画している集落、職員を派遣して設立支援するとともに、この説明を行っていくようにしております。

それから、対象者の面積要件でございますが、認定農業者、経営面積が4ha以上、玖珠町は特例で、2.6haとなっております。集落営農組織、特定団体と同様の要件を満たす組織以上で、経営面積が20ha以上、玖珠町の場合が10haとなっております。

特定農業団体とは、農地の利用集積、作業受託をして、経理の一元化をしており、5年以内に農業生産法人になる計画を持っている任意集落、営農組織というのが要件になっておるところでございます。以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。新しくなられました農林課長、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

私が、前歴を抜きに農業のことばかり言ってるのは、どうしても本町は、基幹産業という立場から考えますと、農業がまずその中心になると思うからであります。で、このことをしっかり確保、維持しないと、他の教育も福祉も何もかもやっぱりうまくいかない。したがって、私は町長はじめ職員の皆さんに、農業こそまずしっかり確保して、それに関わるこのいろんな産業あるいは事業を

寄り合わせていこうではないか。これがないと玖珠町の立ち上がりはできないんじゃないかという、そういう考え方の下に、素人ながら農業を言い続けているということでございます。

で、今回の品目横断的経営安定対策、これもですね、ある意味では、私大変なことが徐々に迫っているなあと思えてならないわけでありまして。先ほど、プロローグの中で、町長が頑張ってる新しい新型税制問題、これも大きく本町には関わるわけですけども、この品目横断的なこの取り組みもですね、これも本当に二重三重になって本町を揺るがしてくると思います。

で、したがいまして、農林課長さん新しいわけですが、本町もこの制度を受け入れざるを得ないわけですけども、これを受け入れていくとすれば、例えば認定農業者、それから集落営農、このことに関わって、面積対応がありますよね、認定農業者は4haという、これは原則です。集落営農20ha、これは前から私どんなことになりますかとお尋ねを続けているわけですが、例えば私とこの戸畑の、まあ玖珠町では平坦地に見える部分で4haと20haを確保するとするとですね、何人残れるのかという試算を玖珠町しっかり立ててほしいと思うんです。

政府が言ってるわけですから、これは政府の進める政策として、一定の方向はあろうと思いますが、じゃあ農地を手放した人たちの生活対策、これをどうするのかということになるわけですね。戸畑は広いように見えますけれども、今言うように、20haや4haをやっていくと、何人もしか残れないですね。後の人はどうするのかと。まあ戸畑よりも狭い周辺地域の方々は、その憂き目は一層厳しくなってくるんじゃないかと思うんですね。そういうことをトータルとして、総合的に、玖珠町の発展、振興因子として考えていかないと、農業の政府の政策だけでは玖珠町が成り立たないんじゃないかと私は心配をし続けているんで、先ほど若干の面積的配慮がありましたけれども、これは、私も一般質問前段で言いましたように、抜本的対策であろうかと、こう心配をしているわけです。日本列島70数%は山間地でございますので、うちのような町村は五万とあるわけですね。確かに耕地を確保したいと、農地を確保したい、このためにはこういう政策はある面、なんとか生きるかもしれない。今政府がやってる規制緩和で、株式会社もいいぞとこういうことになってるわけですから、何とかそれは耕地は守れるかもしれないませんが、株式会社が入ったり、面積制限をやったりしていくとですね、耕地は守れても、その町や村や、そして人口はどうなっていくかと、このへんのこの試算が私はほしいわけでありまして、こういう大きな政策で玖珠町経営を立てていかないと、これも必要、あれも必要、これも必要と、これではですね、先の見通しが立ちにくい、そう思えてならない。そこんところを、ひとつこの問題について、新しい農林課長さんでございまして、今のこの品目横断的経営安定対策が進められたときにどうなっていくか。このへんのちょっと構想というか、展望というか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 大変難しい問題であります。ただ、私もまあ初めてといたしましても、以前農林課の方に長くお世話になっておりまして、そのへんのこの品目的横断的な部分については、

これはまあ新しい制度でございますが、ただ、その中で言われちゃったのは、以前から、集落的農業経営やらなきゃいけないというのは、これはもうすでに15～16年前から言われちゃったことでございます。

その中で、自分が記憶している以前に、全国的な中である集落がそういう法人化を作ったところが何点かございます。これ先ほど私の方が申し上げましたように、昔のように個人でいろんな農業をやってもなかなか難しいと、そうなれば、ある程度集団でやっぱりやりましようと言いますから、その土地を手放すわけじゃないわけです。ですから、小さい農家の小さな面積を持たれている方は、その部署に貸していただく。いわゆるこれは農業委員会の局長もおられますから、局長の方も詳しいと思いますけども、そういった中である程度農地なりを集約して、そこに今度その農家の方が働きに行くちいいますか、その会社に、法人になるわけですから、決して農地を手放して云々ちゅうんじゃないわけで、もうそうしなければ、これからの農業というものは、個人が1人で何ぼ頑張っても難しい状況でありますから、ある程度集約的に、町としてもそのへんのところの今、現在説明会にもあがっておりますし、もうかれこれ10ぐらいの集落がもうすでに発起人会を始めようというぐらいの動きがございますので、全体的には私どもとしてはこれから進めていきますが、いずれにしても、そういった流れの中で農業というものを今からしていけないと難しいということで、どうにか、そういうことで、すぐ、即ちゅうことはできませんけど、そういう形で私どもとしては今から頑張っていきたいというふうに考えています。以上です。

○副議長（後藤 勲君） 穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

課長がおっしゃるように、私も議員になって12年農業のことを言い続けておまして、この集落営農については、私も同感で主張し続けている一人であります。先の農林秋吉課長さんにもそのことをずっと言い続けまして、かなり、今、佐藤課長おっしゃったような取り組みが進んでいるということで、先の3月議会では、一つの安堵しているところでございますが、雇用で何とか賄うという、これも現実的な取り組みかもしれません。しかし、私の聞き及んでいる外国の例を1つ挙げますとですね、これはイタリアなんですね。あの中部山地の小高い丘ですね、あれに、まあ農業地帯なんですから、うちのこういう先進地形式がありまして、おそらく大きな農業事業主、それに地域の小さなものがそういうこの田畑、畑、田んぼはあの近所はありませんが、畑を持っていたが、だんだん今課長がおっしゃるように、手放さざるを得ない状況になってくるわけですね。

で、大農にそれが集中していくと、その周辺におるその住民はどうなったかという、その人たちは、佐藤課長がおっしゃるように、賃稼ぎでしか生活できなくなっていく。そうすると、その賃稼ぎを世話をする組織ができる。そういう世話をする組織を、ブローカーと言っているのかどうかわかりませんが、そういう組織がこの人間をチョイスするわけですね。選ぶんです。そしてそういう組織の人の選ばれた人材しか、そういう地域の農業に賃稼ぎとして携われない、大変な競争が起

こっている。そういうことを私は何かの資料で見たわけでありまして、これは、またまた大変な状況がヨーロッパでも起こっているなあ。そのことが時期遅れとして、日本にも今そんなことが来ているかなと思えてならないわけで、このへんのところも、課長がおっしゃるように、一つをいじただけで解決できるものではない。私も言いますように、総合的に町ぐるみが単位になってどうするのかということでも立ち上がらないと、今言うような、弱者がそういう就労にも携われない、雇用も受け付けてもらえない、そんな実態がやがて出てくる可能性だってあるわけでありまして。規制緩和の中で株式会社参入なんちゅうのはその目玉になりかねない。そういうふうな問題が背景にあると、私は心配してるんですよ。

そういう見通しをどう回避する組み立て提案を、町長を先頭にしてやってくださるのかという、このことがこの品目横断的経営安定策の私の質問の裏側の方に潜んだ意味があるわけでございます。

そういう意味で、集落営農で、私はその地域、地域をしっかりとガードしていただいでですね、弱者も含めて、日本流的におじいちゃん、おばあちゃんですね、昔の寄ってたかってやった田植えや稲刈りや、ああいう形式で地域を維持する、そしてトータルとして玖珠町が維持できるというですね、そういうふうなことを私はどうなのかなあと、こういうふうに思えてならないということではありますが、課長はそのへんはどうなんでしょう。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 一応、貴重なご意見として受け止めて、私どもとしても、これから本当に議員さんの力を借りながら、また職員を挙げて、また町民の皆さん挙げて、これから先の農業ちゅうものは非常にいろんな問題がたくさんあると思いますんで、そういうことで私どもとしては、ゆっくりちゅうと悪いんですが、進めさせていただきたいというように思います。

○副議長（後藤 勲君） 穴井君。

○13番（穴井丈洋君） それでは、時間も中ごろになっておりますので、課長、今私が質問いたしました中で、そういう品目横断的対策をやらざるを得ないわけですが、そうなるにつれて、本町の就農に関わる数ですね、認定農業者、個人的認定農業者どんなことなのか、集落営農どうなのか、そして、土地を集積すると何人が農地を手放すのか、この試算はやっていただいでほしいなあと思います。で、後ほどですね、それは推計でしか成り立たないと思うんですよ、まあパターンはA、B、Cあってもいいと思うんですけど、そういうことの中で本町の将来展望、こんな方向でいかにやらんのかなというね、このことをやっぱり考えてもらいたい。そうでないと、場当たりの、申しわけない。言葉がちょっと過ぎますが、そういうことにならざるを得ないことにならせんかなと心配をしております。どうぞよろしく願いいたします。

それから質問2、教育。

教育の充実に関わって多様な調査・研究等でその対応策のあり方が解明されています。とりわけ、

近年「家庭・地域のあり方」についての対応策が必要視されるようになってきています。したがって、この分野での指導・支援・共働の強化充実についてお尋ねしたいと思います。

3月議会で、私の一般質問に教育長は、家庭や地域の関わりや頑張りが問われているとのお答えをいただきました。が、私も同感でありますので、次のような質問をいたしたいと思います。

①家庭の関わりや頑張りについて、どう指導・支援・共働の強化をしているのか。概括説明をいただきたいと思います。

②地域社会の関わりや頑張りについて、どう指導・支援・共働の強化をしているのか。概括説明をいただきたいと思います。

以上のことを教育長にお尋ねいたします。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 3月議会におきまして、穴井議員からご質問をいただきましたPISA、ピサテストの付帯調査における問題点、課題点につきまして、私はその対応策として、今日の教育の問題は、家庭の教育力の低下が子どもの学ぶ姿勢、具体的に申し上げますと自己学習時間の減少であるとか、テレビの視聴時間の長さなど、そういう学ぶ姿勢に家庭の教育力の低下が現れておると。したがって、家庭、地域の見直し、あり方についての見直しが必要でなかろうかと、そういう回答を議員にいたしました。

今回の質問は、その家庭、地域のあり方につきましての質問であるという認識に立ってお答えをいたしたいと思います。

ご質問の1番目ではありますが、家庭の関わりや頑張りについて、どのように指導・支援・共働の強化をしておるかということについてであります。

今、家庭、学校、地域社会が共働して教育効果を上げる協育、この場合の教育はもうすでに穴井議員もご承知のように、協力の「協」に「育てる」ということで「協育」という言葉を私使っておりますが、これは造語であります。学校、家庭、地域社会が連携をして、ネットワークを通して教育機能をお互いに補充、融合させ、協働して子どもを育てる、そういう意味で協育という言葉を使わせていただきますが、教育効果をあげるためにその協育が必要というふうに言われております。

その社会的背景といたしまして、都市化や核家族化が進み、少子化の中で子どもの社会性の発達が困難にある今日の社会と、コミュニティの衰退にあらうかと考えます。子どもの教育に対し、家庭、学校、そして地域社会が共通の方向を向き、共働して取り組めば教育効果も期待できます。玖珠町第4次総合計画に、家庭、地域の教育部の向上として、家庭教育機能の充実を図り、各種団体や家庭との連携を図るとともに、地域の指導者を育成し、家庭地域の教育力の向上を目指すというふうに謳い、この総合計画では、家庭教育機能の充実が必要であるというふうに謳っております。家庭における教育は、本来すべて家庭の責任に委ねられております。それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきであり、教育委員会の役割は、あくまでも条件整備を通じて、家庭の教育

力を支援していくことにあるかと思えます。

家庭の教育力再生としては、親の姿勢、しつけ等が重要であり、夫婦協同での子育てや親自身が多様な学習機会を持ち、充実した生活を送ることができるように、教育委員会としては支援することは必要かと思えます。言うまでもなく、教育の原点は家庭にあるかと思えます。家庭が責任を持って子どもを育てるためには、家庭の教育力を充実するための方策といたしまして、1つ、家庭教育に関する学習機会の充実、2つ、子育て支援ネットワークづくりの推進、3つ、親子の共働体験の充実、4つ、父親の家庭教育参加の支援促進等の施策を推進し、家庭のあり方を見つめなおし、双方向の信頼関係をより強固にして保護者が児童生徒に向かい合えるように、教育委員会としてサポートすることが重要であるというふうに考えます。

2点目の、地域社会の関わりや頑張りについて、どのように指導・支援・共働の強化を図っているかという問いでございます。

わが国における生活形態の大きな変化であるのが、これまで複合家族から現在核家族化へ進んだことであり、この流れが、大きな意味では地域の教育力を低下させておると、そう考えても間違いがないかと思えます。

現象として見られますのは、子どものしつけまでを背負い込む学校教育への過度の依存、子育てにおける父親の不在と、子育ての不参加から、母親の孤立等に見られる親の子育ての問題、地域行事や学校行事への関心の低さに見られる地域への無関心等々があります。

地域の教育力の向上と生涯学習の充実につきましては、玖珠町第4次総合計画の中にこのように謳っております。「今日の教育の問題は、学校や家庭だけでは対応が難しくなっており、改めて地域の存在が見直されておる。地域が受け皿にならなければ、学校や家庭に閉塞感を持っている子どものよりどころがなくなり、様々な問題を引き起こす可能性がある。地域リーダーやボランティアを核としたネットワークを構築し、子どもたちに対して積極的にかつ柔軟に関与する地域の構築が必要であるということと、学習の機会と情報を提供できる地域づくりが必要である。」というふうに総合計画では謳っておるところであります。

地域の教育力の再生を図る多様な機会を提供することが、教育委員会としての喫緊の課題でありますし、現在、議員もご承知の、地域子ども教室推進事業（子どもの居場所づくりでございます）や、又は、総合型地域スポーツクラブ等の活動を通し、住民同士の交流を進め、地域社会の再構築を促し、子どもも大人も生き生きとした、豊かで住みよい社会の実現のために取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、行政、学校、自治会あるいは各種団体、グループ等が既存の事業や活動を通して、共通の目的や課題を持ち、情報を共有し、対等に利益を得るとともに、対等に責任を負う関係で活動に取り組む、地域総参加での子育てが必要であるというふうに考えます。各関係機関、組織等の協働体制を図る教育ネットワークの構築が必要であるというふうに考えております。

教育委員会は、家庭、学校、地域社会が連携をし、ネットワークを通してそれぞれの教育機能を補充、融合させ、協働して子どもを育てる教育の必要性や重要性についての啓発と、地域教育を進めていくための環境整備に力を注ぐことが、今求められていることでないかというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 穴井君。

○13番（穴井丈洋君） 丁寧にご回答いただいてありがとうございます。

私の質問のポイントは、教育長がおっしゃったこの現状のことは承知をしているわけですが、その現状からどう、どんな指導、どんな支援、どんな教育委員会が共働の具体的取り組みをしているかをお尋ねをいたしたわけでありますが、今のお答えは、状況ではもう十分説明をいただいたと思います。で、これから一歩先にどうするんかということが問われていると思うのであります。

3月議会でちょっと、前学長さんだったと思いますが、東大の有馬朗人先生の情動、子どもの情動は5歳までという話をしたと思います。この方々が文部省の諮問機関を受けてですね、学者グループで研究した、その内容を何点かちょっとお話をしたいと思いますが、子どもの安定した自己形成、例えば、学校の中でどうもじっとしていられなくて集中できなくて、ウロウロウロウロする考え方が、右や左やというふうに分散する、そういう安定した自己形成ができていく子どもたちの状況については、保護者などの有効な、有効なですよ、人的環境が必要であると、こう言ってまとめで文部科学省に報告をしておられるわけでありまして。

それから、子どもの心の成長には、基本的な生活習慣や生活リズムや食育が必要だとまとめて提言をしておられる。食育、先ほど農林課長さんがグリーンツーリズムのお話をいたしました。私も2泊3日子どもと生活をしましたけれど、この食育が都会の学校、町部ではどうかなあと感じるところがありました。これはこれは、やっぱり学校の食育だけではどうも解決できない抜本的な問題と、それから食料を、どんなものを食べようかという、わが町村にとっては、食べていただきたい品目が、なかなかチョイスしていただけない。そういうふうな問題も感じたわけで、こういうこの食育問題も含めまして、基本的な生活習慣ですね、早寝早起き、これは昔からそうなんです。こういう基本的な生活習慣が子どもの心の成長に、それから生活リズム、この生活リズムというのは、体調を維持するための、心を維持するための大変な機構なんですね、メカなんですよ。で、朝起きて顔洗ってご飯を食べて、そして勉強なり労働なりをして、また昼ごはん食べて、そして早めに休むという、こういうこの生活サイクルですね、これが人間の体に本当に馴染んだ形で今行われているのかという問題の指摘だと思うんです。

例の子どもなんかに、朝はどうしてるんかという質問したら、いや食べてますよと、ああそうか。どんなものを食べてるんか。うーん、8時ごろ学校に行くんやと。で、パンか何かを食べ

ながら行くと。で、夜は、いろいろですね、テレビとかゲームとか漫画だとか、そういうものとずーっとつながっている。そういうこの、一見してもう生活サイクルも見えるし食育の状況も見える。そんなこの状況で、本当にこの豊かな心を持つ人間、強い体を持つ人間がつかれるのかなど。この2泊3日でも私感じたわけですが、学校側としては、そういうところを回復したいということで、玖珠町をめざしたんじゃないかとも思ってやらねばならないなと私は感じておりますが、そういう現実がやっぱりあるんであります。

それから、愛情を育み分かち合える人間関係、これはおじいちゃんの立場、おばあちゃんの立場、兄弟同士の立場、お父さん、お母さんは勿論ですが、愛情がそれぞれ分かち合えるこの立場づくりなんですね。例えばお父さんだけと、片親だけとかの人間関係で少年期、幼年期を過ごしてしまうとか、ね、不幸な形で。こういうのをいかにしてなくすかという、これも大きな関係だし、人間は一般社会人との関係も必要なんで、その前段として、家庭のお父さん、お母さん、兄弟、おじいちゃん、おばあちゃんのこの愛情、会話と、愛情とふれあいが分かち合えるこういう人間関係どうつくるかが大変重要だとか言うておられるわけでありまして、良好な親子、保護者の愛着体験が対人関係や言語能力を育てるとも言っているわけでございます。そして、この情動教育は、大きくなるほど難しくなると、こうも言ってるわけです。

そういう意味では、本教育委員会としては、やはり幼年期教育、乳児から幼年期にかけての教育に大きな力点があるんじゃないか。もうひげが生えて言うこと聞かんようになって生徒指導とかなんかいっても、せなきゃならんけれども、実態の中身としては間に合わない状況が起こってしまっているんじゃないか。そうすると、教育のシステムやあり方としては、ちょっと時間遅れ、焦点間違い、そういうこともありはしないかなあと思える、この有馬朗人さんらの研究グループ、文部省への提言でございます。

で、そういうふうな状況を考えたときに、本町として、私が質問をしたのは、家庭は具体的に教育長それをどう家庭に要求してるのかな、それから、地域社会にどうやってほしいと、教育委員会は要求してるのかな、そのへんの、こうやってるよ、こういう成果がありますよ、こんなところがご回答いただければですね、ああそうか、そらしっかりそれをやってもらいたいと、こう思えるわけでございますが、今のご回答の中では、理念はもうおっしゃるとおりであります。もう私も同感です。で、そういうこの具体策について、これとこれはやってるよというのがあれば、お聞かせを願いたい。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 今、学校の努力として、開かれた学校の推進を行っております。このために教職員は学校内においては、教育資源に関する情報を収集し、地域の指導者との協働体制を整え、地域の自然、文化財、行事等の活用態勢を整え、開かれた学校づくりの重要性やその方法などを教職員で協議し、学校外におきましては、学校教育の上の理解を促進するために、学校での教育活動

や子どもの様子等についての情報を積極的に発信をしていくということ、地域住民とのあるいは保護者との学習機会を計画する。

その具体的な例といたしまして申し上げるならば、開かれた学校づくりの推進としまして、保護者や地域の意見を学校運営に反映をさせ、学校評議員制度を導入し、様々な意見や助言をいただき、地域や家庭のありよう、あるいは学校の活性化と地域との連携が具体的に進んでおるところでございます。

また、学校としては、子どもの様子や学校の取り組みなどを知ってもらうために、教育方針をはじめ学校経営等説明し、評議員には、研究発表会であるとか、あるいは授業参観、学校行事などに参加を要請し、学校がよく見え、教育と連携がしやすくなったという声もいただいております。

また、学校評価システムにつきましても、子どもたちに焦点を当てた特色ある学校づくりということの達成状況を成果、課題等を明確にするために、家庭地域による外部評価をいただきながら、それを学校経営に生かしていくということを取り組んでおるところでございます。

学校の現場としては、そういうふうな努力をやっておるわけなんですけど、そのほか申し上げるとするならば、親と子の相談員の配置であるとか、あるいは議員もご承知の「わかくさの広場」の事業であるとか、こういうことで鋭意努力をしております。

○副議長（後藤 勲君） 穴井議員、あと残り5分でございますので。穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。学校教育の場合は、法体系それから人事配置、そういうものが長い伝統の中でかなり密に仕込まれているわけです。そして最近、いろいろな新しいこの指導体制も加わっているということですが、地域社会とか家庭に関しましてはなかなかこれが及びにくい日本の実情ではないかと思うんですね。社会教育、家庭教育、ここの部分のこの体制作りをどうするんかということが大きな課題だと思います。

第4次総合計画が出されましたときに、町長が提案された簡素・効率・協働・発展というね、私はここですばらしいと、協働というところに町長の取り組みのすばらしさがあると、こう申したわけでございますけれども、この協働というのはどうかというと、役場の中から一步出て、地域社会で手をつないで、そこで地域社会と立ちあがろうということなんで、教育委員会もですね、学校ののりを出て、家庭と地域でどう立ち上がるかという基本的なビジョンを立ち上げないと、学校の中でというのは、もうすでに、答えが見えてるわけです。先生方に、先生方に、学校の中で、学校の中で、日本はそればかりやってきた。しかし、結果はもう見えていて、学力の問題や、生徒行動の問題やそんなものがいっぱい起こっているわけでございます。

今日も、一般質問冒頭の中でも言いましたように、格差社会が出来上がっているいろんな諸問題が、今回の一般質問でも由々しき子どもたちや大人の行動問題の指摘がありましたけど、そういうことが起こっているし、またそういう予備軍がいっぱいいる、こういう状況づくりを阻止するためにやらなきゃならんのは、もう学校ののりを超えて、そして家庭や地域とどう関わるかこそが、大きな

1つの課題だと思うんですね、勿論学校は学校でやらないけんわけですよ。ただもうそれじゃ限界が来てるというのが、もう世界を挙げてそれを認めているわけでありまして、フィンランドとか諸外国は、なんでそんなこの政策、教育で国を立てるなんていう政策をとっているのかという意味合いや、学校の中の事業展開や、そんなものもしっかり含んでこの福祉国家の国をですね、こんなことを十分考えないと、産業も教育も私たちが目的としたものになかなか到達しにくい、こういうことを社会が教えてくれている、子どもたちが教えてくれている、そこに早く気づいてですね、対策づくりをお願いしたいなと思えてなりません。

農林課長、教育長、回答ありがとうございます。私の一般質問を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井丈洋議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（横山富夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番秦 時雄です。6月議会の一般質問の最後であります。元気いっぱい質問を行ってまいりたいと思います。

本日は、社会福祉について、その施策について中心にお伺いをしたいと思います。

まず、初めに、障害者自立支援法の件であります。本年4月1日から障害者の自立支援法が施行されました。これまでの身体障害者、知的障害者、そして精神障害者の福祉サービスが、市町村に一元化された。その障害の種類に関わらずに、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは、共通のその制度によって今回提供されるようになりました。

それで、障害者が社会の中でもっと働けるように支援を行い、働く意欲と能力のある障害者が一般企業等で働けるように市町村が後押しを行うという、障害者のその施策が大きく変わったところでもあります。

さて、10月、いよいよ、この支援法は4月1日から施行されたわけでありまして、具体的にそのサービスが10月1日から行われます。それに関しまして、何項目か挙げておりますけれども1つずつ質問をさせていただきたいと思います。

まず①番、その自立支援法、新サービスの実施の見通しを示していただきたいと思うのであります。それは、新しい事業で、玖珠町の事務事業の、その事務事業ですかね、のデータを見ますと、平成16年に身体障害者手帳の所持者が16年の末に1,037人おられるということですね、それと、知的障害者も同じく16年末に手帳所持者が120名、そして精神障害者手帳のまた交付人数が31名ということで、総数1,188名ということですね、実質的にこういうこの方が、この自立支援法に則って、

今回支援を受けるようになるわけでありまして、非常に今回の今議会に提出された議案第79号の玖珠町障害者介護給付費認定審査会の定数とか、今回上がっておりますけれども、あと10月までと言いましたら3カ月あります。7月1日を公布の日ということ、施行するということでもありますんで、まあ、そのあと3カ月という期間の中で、この新サービスの実施の見通しですね、伺いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

本年4月から障害者自立支援法、秦議員のおっしゃるとおり、施行されまして、10月1日から本格的な実施ということになりまして、すでに昨年度から、担当者においてはこの自立支援法に向けて諸準備を着々と進めてきておるところでございます。

ここで若干、障害者自立支援法の説明を特徴的に説明いたしたいと思うんですけども、この自立支援法、これは言うまでもなく、障害者が自立した日常生活あるいは社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスの給付を行うものであります。で、減免措置、個別の減免措置はあるにしても、原則的にすべてのサービスにおいて利用者が1割負担となったところが大きな変更点であります。

そしてすでに4月1日から、もう障害者のヘルパー利用料とか、施設の入所者負担金、自立支援の医療費等については、すでに1割負担ということでスタートしております。

で、10月以降のサービスについては、これまで数多くの障害者のサービスの種類があったわけがありますけれども、これ大きく3分類をしています。ホームヘルプサービスやデイサービス、あるいは短期入所等が介護給付という名称になって区分をされるようになってます。

それから、施設の入所、通所による機能訓練とか生活訓練、それから就労意向支援等が訓練等給付という形に整理をされております。こういうものも引き続き実施をする予定であります。また、今回新たに新規の事業として、各市町村で行います地域生活支援事業というものが新たに追加されております。これは相談支援事業やコミュニケーション支援事業、あるいは日常生活用具給付等事業、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業等がこれは必須事業として位置づけられております。このことについては、近隣市町村情報交換室にして、当町に適した事業計画を検討しておるわけでありまして、10月からに向けて着々と今準備してるというところでもあります。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 今の福祉課長のご答弁で、着々と昨年から準備を進めてきたということでもあります。

それでもう1つは、②番目にいきたいと思うんですけども、障害者の方々やそのサービス提供者などの関係者に対しては、これから非常にきめ細かな対応が必要になって、また求められるようになると思いますけれども、その身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害者施策が一元化になっ

たことによって、それは今後のですね、その相談窓口というのは今どのようにされておられるのかという事です。

なぜかといいますとですね、非常に今度この例えばこの今回の自立支援法もそうですけれども、市町村の責務になったわけですね。例えば児童虐待とか、あとからまた質問します高齢者の虐待の問題とか、それとDVの被害だとか、本当に様々なですね、この窓口がこの福祉課の窓口になるわけですね。そうした場合に、そこらへんが今のままでいいのかということです。それからもう1つはですね、非常にこの業務が非常に多くなったのではないかと私思うんであります。大変ですね、非常に複雑に。そうなったときにですね、当然それに対応するために、町はそれなりの専門的な方を入れてその対応されているとは思いますが、そこらへんのことについてですね、も併せてご質問をいたします。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） この相談業務について、現況は、現在専門的な知識を要する相談業務については日田玖珠圏域、それで共同で負担金を出し合いながら、在宅の障害者総合相談会というものを毎月実施をしております。これは身体障害、知的障害、精神障害の3障害を含めて、毎月の第2金曜日ということを設定して行っているものが1つ大きな制度が1つあります。これは専門的知識が必要ですので、日田の社会福祉法人に委託してるというものでございます。

それから、また特にこの中でも、精神障害については、これまた日田市にあります精神障害者地域生活支援センターというのがございますが、業者がおります。この方の今のところ自主的に、毎月メルサンホールにて相談会を行ってるといふのがあります。

それから日常的な、一般的なもう相談窓口というのは、勿論私どもの福祉保健課が窓口になっております。

それから地域には、県知事の委嘱を受けた身体障害者相談者が4名おります。それから知的障害者の相談員1名おりますから、まあ地域でこういう方々も活躍を願っておるところであります。

10月1日以降については、一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業というものになります。それから専門的な特別な困難なケースに対応するための相談支援機能強化事業というものができるようになりますが、これらの実施については、現在、先ほど言いましたように、日田玖珠の圏域の中で行っておりますので、関係市町村とこういったものをまた圏域でやるか、単独でやるのかということ、財源とらみ合わせながら推進する予定であります。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 今度、自立支援法ですね審査会、審査会ですね、この間、福祉課長から説明がありましたけど、3人の方、精神科医、外科医、それと保健師の方があたると言いまして、これは、町内独自でそういう方でやられるわけですか。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） はい、そのとおりでございます。これは、これから介護給付や訓練等の給付を受けようとする該当者は、106項目にわたる聴き取り調査を町が行いまして、それに医師の診断書を付けます。そのことをもって、議案質疑のときに申しましたように、外科医、精神科医、それから保健師の資格を持つ方々ですね、この3人からなる認定審査会で、どのようなサービスを受けるのが適当だということの前段なる区分、障害区分を決定するようになります。

○議長（横山富夫君） 5番秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） わかりました。

それでは③番にいきます。施設を利用した人は今後定率負担をしなければならない。利用控えなどが心配される。この点についての所見を伺いたいと思います。

先ほど言ったように、これを利用される方は、10%ですね、負担をしないとならないということであります。また、よく最近この負担について、社会的にか非常にクローズアップされて、この負担が故にですね、障害者の方がその施設を利用しない面も出てきたという、そういう報道の番組を見たこともあります。そして、これもう1つ聞きたいのは、その障害者自立支援法、これは市町村等の責務になったわけですね。ということは、これは例えばこの3つのそれぞれの障害者の方が、これは自己でこれは全部申請をするのでしょうか。自分から申請をする、障害者の方がですね、そしてその認定を受けていくという形なのか、きめ細かくそういう方に対してこの自治体がですね、こういうのをこういう支援法が変わりましたんで、こういうふうにもその制度を活用できるように申請をしてくださいというね、そういうことになるのでしょうか。そこへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今回の法改正で、確かに1割負担となったことで、世間一般では、利用者負担が増加するから、利用者控えがあるんじゃないかという心配な声、確かにあるようでありますけども、この実質1割負担ということになっておりますけども、それから、この低所得者に対して、自己負担金を算出する過程で、この障害者のこの所得区分に応じた上限額を設定をしております。そして、なおかつ具体的に個別、個人個人の所得、例えば80万円以下の障害者年金もらってるとか、生活保護であるとか、そういう所得区分、細かい分類をして、その上限があるにも関わらず、それでなおかつこの個別軽減という形で減免措置を講ずるようになっております。そして、最終的には、例えば重度の障害者の方、障害者年金なんかもらっておりますから、その障害者年金の手取り額がそういった負担をした後、月平均2万なり3万なりという数字で手元に残るような形でこの措置を講じるようになっております。それから、少なくともこの負担をすることによって生活保護になるということを防ぐように、措置を講じるようにしておりますので、この制度で何とか玖珠町の方もサービスは、従来どおり利用できるんじゃないかなと考えております。

○議長（横山富夫君） 5番秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 再度の質問、先ほどの質問の中で、まあこれはあくまでもこれは自己申請なのかちゅうことですね、それを1つ。

それと、次に④番に入ります。

国は、施設就労から一般就労へ移行し、働く意欲と能力のある障害者が企業等に働けるよう支援するとあるが、本町の一般就労の状況と、今後の見通しについてご所見を伺うということでありませうけれども、普通一般玖珠町において、非常に就労の場所がなかなか男性はないというですね、非常に難しい問題があります。そういう中で、この障害者の方がですね、こういったように一般の、国のこの方針では、一般の企業に働けるようなところで支援を行うということになっておりますですね、そこら辺のその取り組みというか、実質的なですね、そういうそれぞれらについてそのお考えというか、ご所見を伺いたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 先ほどの質問でちょっとお答えが答えておりませんでした、これはいずれも自己申請という形になります。これは障害者の方が自分の障害を、どうすれば生活が自由になるかということを考えて上で、こういったサービスを受けようというのがまず基本であります。そのサービスを受けるために、どこどこ事業所のこういったサービスを受けようと、平たく言えば介護保険的な考えになります。あくまでも自己申請ということが基本になります。

後のこのもう1点の就労関係でございますけれども、現在、障害者施設等の利用者について、6月1日現在でちょっと見たところ、身体障害者の授産施設の入所者が1名、それから身体障害者の療護施設が10名、そして知的障害者の授産施設入所者31名、知的障害者の通所授産利用者が11名ということになって、50数名近い方がこの施設を利用しているわけでありませう。このうち、将来的にこの就労、就労目的で訓練を行って利用するという者は、身体障害者が1名、知的障害者が15名というふうな形になっておるわけでありませう。

こういう方たちのこれまでの一般企業の就労を見ますと、平成16年度に知的障害者1名、それから17年度に身体障害者が1名ということでありませう。ごくわずか、わずか1名という最小でありませうけれども、やはりこの施設での訓練、授産施設での訓練が功を發して、こういう形で郡内の一般企業に就職を見ておられます。これについてのやはり多くの課題があることはもう重々承知しておられます。もう能力的には、一般企業に入って十分働けるということが見えても、やはり雇用側の方のやはり理解がなければ到底無理でありますから、今後関係部署との協議をこれは必要じゃないかなというふうにお考えしておられます。

○議 長（横山富夫君） 5番秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） わかりました。

それでございますね、⑤番目にいきたいと思ひます。

障害者を理解し、受け入れられる環境の整った場所での就労を考えると、小規模の作業所の

充実、これも障害者の就労と社会参加を促すことになるのではないかと思います、この点についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

まあ、町内には、むつみ会という作業所がございますですね。唯一のこういった作業所でありませうけれども、これらを含めて、この点、そういった作業所の充実を促すということが、また社会に参加をですね、そういった障害者の方がする、大きな大事なこの作業所じゃないかと私思っておりますけれども、そこらへんをちょっと考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 小規模作業所、玖珠町では、むつみ会というのがございますが、これの作業所について、実は、今補助金で賄っているわけでありませうけれども、この制度は本年9月をもって実は国庫補助金が打ち切られるという状態になって、将来は、この自立支援法の中で新しい体系になるようになっております。ですから、そういう将来的なことを見通しながら、その間の当分の間の補助金の制度については、関係者と今話をしているところであります。関係者というと、むつみ会や九重町、それから大分県の精神障害者の連合会、こうした団体と具体的に話をしながら、この小規模作業所の存続、そして近い将来それがなくなる新制度に向けて、協議を今進めているところでございます。ですからこういった作業所の存続というのは、もう必要ということは重々承知しております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） この作業所の補助金については、最後の⑧番にまたありますので、そこでお伺いしたいと思います。

それで、この障害者の方々、こういうふうに見ますとたくさんの方がおられますし、まして精神障害者の方というのは、この手帳を持っている方だけの数が31名ですね。今の社会のですね、日本の社会の様子をこの中からいろいろ察すると、やっぱりたくさんの方がこういう、ましてや精神の障害と一般にいわれるようなこういうことで、非常に苦しんでおられる方がもっともおられるんじゃないかと、おられますので、とにかくやはり、この社会福祉については、やはりこれは町もきちっとこういった弱者の立場におられる方をきちっとやっぱり支援をしていただく、そういうことでね、やっていただきたいなど、それを強く望んでおります。

次に⑥番目の、支給認定手続きについて、障害者の程度区分の認定、支給決定にあたりですね、それぞれの障害者のニーズに合わせた適正な判定が行われる、これが一番大事なことだろうと思います。そしてその中にやっぱり、そこの判定を下すその審査会ですね、審査会というものが非常に重要なことで、重要なこの大きな役目でありませうけれども、このたとえば審査会が一度下した判定に対して、例えばそういった障害者の方が、両親でも、障害者の方がこの意見を言うというかですね、そういう機会ちゅうのが、これは直接この意見を、自分の意見を表明できるその機会ちゅうのはですね、そういうことはもう与えられないのか。それとも審査会というのは、あくまでこれは審

査会で決定したものは、これは町は口が出せないという、そういうものなのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 松山保健福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） これは先ほどもお答えしましたけども、この認定手続きについては、町の職員、担当職員が106項目による聴き取り調査、それから医師の診断書、それをもって、外科医や精神科医、保健師及びこの3人からなる審査会でこの障害者区分の認定を受けるわけでありませうけども、その中で、認定区分がどうのこうのという、これに対しての障害者本人からの意見というのは求められるようになっておりません、これは。これは、公平、中立公平に、これは客観的にまた医学的にこの区分を下すわけでありませうから、このことについて、やはり外部からの声というのが聞きにくいだろうと思います。しかし、要は障害者本人の意見を取り入れるというのがこの審査会前のこの聴き取り調査の段階、これでやはり担当職員が客観的に106項目の聴き取り調査を行いますから、この段階でも私は十分意見の聴くことができると思いますし、そして、また具体的に障害者区分が確定をして、具体的にこのサービスを受ける段階においても、障害者本人とこういうサービスでいいのかということは確認をしながら、そして最終的にサービス提供するという段取りなってますから、そういった意味では、障害者の声は十分聴けるものだというふうに考えております。

○議 長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 福祉課長のご答弁でいただいたわかったつもりでおります。

今度⑦番に入りたいと思います。

定率負担に対する本町独自の助成や小規模作業所の支援策として、補助金の充実など考えられるが、その考えというのを伺いたいということです。

例えば、精神障害者に限って質問させていただきますと、精神障害者のそういった小規模の作業所、むつみ会があります。そしてまた玖珠保健所のデイケアというのがずっと長年行われておりました。あの唯一の、家々におられる障害者の方が一般の皆の中で交わる機会ちゅうのは、まあ今までこういう2つの施設を通してできた、そういうことでありました。

それで、例えば、障害者を子どもに持つ親たちの一番のやっぱりなんといいますかね、やっていただきたいというのは、やはり外出を支援させるという外出支援ですね、子どもが家に、子どもさんといいますか、その障害者が家の外に出て、みんなと一緒に交わるということですね。だから、そのためにもやはり、例えば、玖珠は玖珠でなんですが、九重町からずっと来てますわね。結構その交通費等が要るわけですね、交通費なんかがですね。例えば障害を持つご両親というのは、わりともう高齢化が進んで、そういう状態の中にある人が多いわけですね。そうすると、やはりこの、少しでも、例えば家に閉じこもって、また症状が重くなって、またそういった病院の中に入るようなこと、そういうことじゃなくして、やはりまた、できるだけこの外出をさせていただくようなね

施策、その1つは、やはり例えば交通費の少しでも支給をしていただくちゅうのもですね、これは大事なことでないかと思っておりますけども、そこらへんに対する本町独自のその助成とかですね、まあ作業所の件は重複しますけど、その補助金の充実とかですね、そういうことでありますけども、こういうことに関してどういうふうなお考え持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 補助金の上乗せということ、あるいは町独自の施策ということでもありますけども、先ほど述べましたように、今回の自立支援法の法律施行の際の自己負担金の算出ですね、この際に所得、収入に応じた上限枠あるいは個別の減免制度、こうしたものである一定程度の低所得者に対する配慮が今してるわけでありまして、加えて今回のやっぱりこうした、今回というか、福祉政策そのものが国の施策として行うようなこうした事業、これも予め国や県、そして各自治体、市町村のこの負担割合というものを、こういったものが求められた上の制度でありますから、うち独自のこの補助金の上乗せというものはなかなか制度的には考えにくいなと思います。

ただし、先ほど、今個別的に障害者なんかの外出支援の件ということで限って言いましたけども、こうしたこともまだ正式には協議しておりませんが、福祉バスの最大限の活用等、これがならないものか、貴重なご意見でありますから検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） そこら辺の外出支援のためですね、町の改正といったらあれですけど、大きいですけども、きめ細かい配慮をですね、これから作っていただきたいなと願っております。

そこで8番目の最後なんですけども、そのむつみ会の作業所の補助金についてであります。

むつみ会は、現在、家族会が25名、25名の精神障害者の方が登録されてるということをお聞きしています。その収入というのは、家族会費とか賛助会費、チャリティーや各団体のバザー売上金とか、自動販売機の売上手数料で、それらが賄われているのが現状であります。そして先ほど、今福祉課長が言われたように、障害者自立支援法の施行に伴って、国からの補助金、今まで89万円が補助金として下りていましたけど、それを打ち切られるというお話であります。この後の補助金といいますか、本町と玖珠町と九重町で分担してそれぞれお金を出し合って、今のむつみ会の作業所の運営費をそれぞれ行っておるわけです。その運営というのは、作業所の家賃とか、そして常勤の指導者、指導員の給与とか手当、嘱託医の給与とかそういうのにはほとんどまあ費やされるというかですね、そして、後は、実質に自分たちがいるんなら工面をして使える分というのは、さっき言うたように、家族会の会費とかチャリティーとか、また寄附で賄われておるわけであります。

そういうことで、今後ですね、もしこの、まだ県の動向とかどういふふうになってるのか、また私は存じておりませんが、もし国のこの補助金が打ち切られた場合ですね、どういふふうにお考えというか、これはもう必要な作業所なんで、これをなくすようなことがあつてはいいませんしですね、そこらへんのお考えというか、これからはどういふふうになされて計画を立てられ

ているのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） むつみ会の作業所の存続に向けて大きなまた課題がありますけども、基本的には、やはりこの作業所を何とか継続したいというのが私どもの考えであります。

しかし、残念なことに、この9月で国庫補助金が打ち切られるということになっておりますので、先ほど申しましたように、今年度以降について、九重と玖珠町、そして大分県の3者で、どういった形で補助金制度賄うのかというものを今検討中でございます。

それから、また将来、この小規模作業所が制度が廃止されて、この自立支援法の中では、地域活動支援センターという名称になるわけでありますけども、この移行に向けても、その可能性を今ちょっと探っているところでございますけれども、この地域活動支援センターというものになりますと、小規模作業所としての実績が5年以上とか、職員配置、職員が1名専属で1名いるということになります。それから、実利用人員が10名以上、それから自治体補助に加えて国、国庫、国庫金が150万円ほど追加補助なされておるといふような制度で、一番この規制が緩やかな施設の形態になるようでありますから、こうしたものを、今、上部団体、精神障害者年金福祉協会とか、県の精神障害者の大分県連合会、こうした団体と今具体的に話をして、存続したいということで今話を進めているところであります。

○議 長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 第1番の質問の中で、まあ全体的に町長にお聞きしたいんです。こういうふうに身体障害者、精神障害者、身体障害者、知的障害者含めて、本町のですね、その町長の意気込みというかですね、意気込みというか、やっぱりいろんな形で、この社会の中で、私たちと同様といたら難しいかもしれませんけどですね、こういった施策に対するこの本町の方針というか、町長自身の気持ちというか、障害者に対する、そこらへんを考えておられることをお聞きしたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議 長（横山富夫君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 障害者に対する私の気持ちということでございますが、気持ちはいっぱいあります。何とか障害者の皆さん方が一般者と健常者と同じように生活ができるような手立てを加えたいというふうに思っております。

ただ、秦議員に申し上げておきますけれども、この障害者自立支援法とか、いろんな自立支援という言葉が付いた福祉施策が出てきております。これは、そういう障害から自分自身が立ち上がって、文字通り、健常者と同じような生活をしてくださいよという願いがこもったものでありますけれども、同時にそれは必ず自己負担というものを伴っております。ほかの福祉制度もそうでありますけれども、介護保険もそうでありますし、年金もそうであります。そういう制度は、これは、

あくまでも憲法25条に基づくいわゆるセントラルディスポンシビリティーという中央政府の結局責任でやっける国策であります。全国共通のシビルミニマムであります。その事業には当然地方自治体として前向きに取り組まなきゃいかんわけでありますけれども、その残りの部分と申しますか、いわゆる地方自治体が独自の財源で独自の権能で取り組む部分というのは、極めて限られてくるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

そういう厳しい条件の中でも、当町としては、先ほど障害者対象ではございませんけれども、外出支援サービス事業だとか、あるいはこのバス運行事業、福祉バスの運行事業等の単独施策を取っているわけでありまして、そういうご事情もぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） まあいろいろ質問をさせていただきましたけれども、いずれにしても、この障害者自立支援法が実質的に成果が上がるように、最大の取り組みをしていただきたいと、そういうふうに願っております。

続きまして、高齢者虐待防止法であります。高齢者の防止法について質問をいたします。

高齢者の権利を擁護するために、高齢者の虐待防止と高齢者を擁護する法である養護者支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が、今年4月1日より施行されました。

今回の法制度の背景には、近年急速に表面化している高齢者虐待の増加があります。平成16年3月に厚生労働省がまとめた家庭内における高齢者虐待に関する調査結果では、陰湿な虐待の実態が明らかになりました。中でも、家庭内で虐待を受けている高齢者の約1割が、生命に関わる危険な状態にあるなど、実態は深刻のようであります。

家庭内という密室での行為であることや、高齢者の方も家族の介護の必要としているため、だれにも相談できずにいる場合が多いようであります。

法律では、身体的虐待や養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、財産の無断使用を虐待として定義がされております。虐待により高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村長に自宅などへの立ち入り調査を認めるほか、そうした高齢者を発見した施設職員らには、市町村への通報を義務付けております。

また、養護者に対する支援では、養護者への相談や助言を行うほか、養護者の負担軽減を図る緊急措置として、高齢者を定期的養護するための居室を確保することにしております。

この法律は、この4月より施行されておりますけれども、この点について、3つほど質問させていただきます。

本町の高齢者人口、一人暮らしの高齢者数、夫婦二人暮らしの数を、昨日も繁田議員の質問の中にありましたけれども、改めてもう一度、数を示していただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 本年4月1日の住民基本台帳調べでありますけども、高齢者人口が5,729人でございます。それから一人暮らし高齢者数が903名、そして、夫婦のみの高齢者世帯が685世帯ですね、そして、この高齢者夫婦プラスその両親等が住んでる全高齢者世帯と言いますか、それが78世帯で、高齢者の世帯数が、これは1,666世帯になろうかと思えます。そういう数字になります。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） はい、わかりました。

そこで②番にいきたいと思えます。

これまで高齢者が家族と同居し、又は施設に入居されておりますが、このような方々の虐待に遭われていないのか。法律では、高齢者虐待を発見したものは、市町村に通報することが義務付けられておりますが、これまでに虐待についての通報や相談があったのか。あったのであれば、どのような対処をしたのか、伺いたいと思えます。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 高齢者の虐待について、これまで主に福祉施設のケアマネージャー、それからかかりつけの医師、また周辺の住民を通じて、福祉保健課あるいは社会福祉協議会に通報が寄せられております。件数は、これ統計取りしておりませんので、聴き取り調査でありましたけども、16年度に5件程度、17年度が6件程度ということが報告されてるようであります。

虐待の内容は、養護者による高齢者の虐待ということになりますが、身体的虐待、介護、世話の放棄、放任、いわゆるネグレクトというものでございますが、それから心理的虐待、経済的虐待等が複合的に上がって虐待をしているということになります。

それからこの虐待への対応でありますけども、いろんなケースによって異なるわけでありまして、虐待の通報相談を受けた後、福祉事務所のケースワーカー、あるいは保健所や県の保健所あるいは町の保健師、あるいは福祉保健課の職員、場合によっては、医師等で構成されるメンバーでケース会議を行って、その検討後、被害者のお宅に訪問、指導、助言、こういう形を行っております。そしてその訪問調査の結果をもって、この高齢者の安全確保のために緊急的な保護措置が必要であると思われた場合は、介護支援専門員などを通じて、介護保険施設に入所してもらうなどの対応をとっております。

大事なことは、養護者の、主に家庭の方でありますけども、そういった養護者との信頼関係を築くことがこの虐待に解決されると思われる場合、家族含めて、この問題解決をして改善されたというケースも聞いております。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） もう同じ関連の質問でありますけども、その例えば一人独居老人、老夫婦二人、今非常に問題になっているのがリフォーム詐欺とか、そういった高齢者を狙った悪徳商法と

というのがですね、これは非常に全国的に頻繁してるわけでありまして、私が平成15年の12月議会のときにですね、これは精神障害者に対する障害者の親なき後の成年後見制度ということを質問しておりました。そういう中で、今回、私もいろいろ調べましたら、平成13年度からですね、その成年後見制度利用支援事業ちゅうのが国の事業で行われているということでありまして。この事業は国庫補助事業であり、これは、実際に市町村が実施して主体となっていく必要があるわけですが、そういったリフォーム詐欺とか、そういった高齢者を狙った悪徳商法が頻発しております。そういう中でこの制度が非常にこれ必要性が高まっているということでありまして。

例えば、成年後見制度の利用が有効とわかっているけれども、この制度に対する理解が不十分であったり、費用が負担できないことを理由に利用できない事態に対応するために、今のような成年後見制度利用支援事業というのが、こういう事業があるわけでありまして。この事業は、身寄りのない高齢者や知的障害者を対象に、その成年後見制度を利用しやすくするために市町村長が法定後見開始の審判を申し立てができることとして、判断力の鑑定や後見人の報酬などを助成する成年後見制度利用支援事業、こういうことだそうでありまして。

要するに、こういった悪徳商法からこれら高齢者の方の財産を守るということで、そういういろんなことがこの制度を利用するのであるかと思っておりますけれどもですね、この事業というのは、支援事業ちゅうのは、まだ全国的には、市町村がまだ本当に20%ぐらいしかこの制度取り入れてないということでありまして、こういう制度をきちっと事業を取り入れて、やっぱり高齢者に対してそういった、いろんな財産を守る、自分の財産をきちっと守っていく、そういう制度を整備する必要もあるんじゃないかと私は思うんですけれども、その点についてどうなんでしょうかですね。

○議長（横山富夫君） 保健福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今、高齢者虐待に始まって、成年後見人制度に話が飛びましたけれども、成年後見人制度の前に、前というか、この制度までもいなくても、これまで、例えば、社会福祉協議会、社協の方で、高齢者の権利擁護事業として、通常のまま物事の判断つくような高齢者、あるいは障害者に対しては、相談業務というのを職員が出向いてやっております。そういうところで、先ほど言ったその詐欺まがいのなんですか、契約なんか防止するという役目をこれは担ってきたかと思っております。

今、秦議員の言われる成年後見人制度、これが2000年の4月から新法が改正をされまして、主にこの改正点は、この成年後見人制度を申し立てする中に、これまで親族とか限られた方だったんですけれども、市町村長が申し立てをするというのが可能になりましたので、まあ独居老人でどうしても後見人を立てにやらんということになれば、市町村長、町の責任でこれはやる、やらねばならないということになります。

で、本年4月から介護保険の改正で地域包括支援センターができました。その中に、保健師と主任ケアマネと、もう1人、もう1つソーシャルワーカー、社会福祉士ですね、この社会福祉士を入

れて今3人でやってますけども、この社会福祉士の主な仕事といいますか、の1つに、こうした高齢者の虐待問題とか権利擁護、特に成年後見人制度を含むこういった法的な措置の相談支援事業も行うようになってますんで、強化をされておりますので、もし本町にそうしたことが必要な場合には、支援センターを中心にしながら所定の措置を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） わかりました。

じゃ次いきます。最後ですけども、AED（自動体外式除細動器）、要するに電気ショックですね。私たち大分県の公明党議員が、2月の末に、大分市消防局の救急隊の指導を受けまして、講習を受けました。そういう中で、やはりこれは、このAEDの導入ちゅうのは非常に必要ではないかと実感したわけでありまして。そして、大分県は、今度は県下の全県立高校には、このAED、18年度予算で全部このAEDを設置するということになっておるとお聞きしております。そういう中で唯一、この町内で設置されているのが森高であります。森高が自主的にこのAEDを設置をされているということでありまして。その必要性は、この2004年度に、心肺停止状態で全国の救急隊から救急隊員が病院に搬送した患者は、約10万人以上に上がることであります。目の前で突然人が倒れ、呼吸も心臓も止まってしまったときに、まずしなければならないのが、迅速な消防への通報、2番目に迅速な心肺蘇生法、人工呼吸、心臓マッサージ、3番目に、AEDによる除細動の実施であります。これは、医療機関などの二次救命処理への移行を含め、救命の連鎖と言われる基本的な応急措置の流れであります。

心臓停止の場合は、ほとんどが心臓が細かく痙攣し、血液を送り出さなくなってしまう、心室細動（小さく動くですね）を起こしていると言われております。この心室細動を元の鼓動に戻すには、AEDによる電気ショックを与えるしかないそうであります。心臓停止の場合は、倒れてから1分経過するごとに救命率は約10%ずつ減少するというので、そのためにAEDは、発症により5分以内に行われなければ効かないと言われております。通報から救急隊が到着するまでの平均時間は6分40秒、これは2004年の消防庁の調べでありますけども、心臓停止の場合は、救急隊員や医師が到着してからの措置では遅いためであります。このために、このAEDを一般の人が使えるように、公明党は一生懸命取り組んでいきまして、これが平成16年の4月からこれは一般の人が使えるようになりました。

ということで、例えば町内の小学校、中学校又は介護センターとか、人が集まるところに、こういう装置の設置も必要ではないかとそういうふうに思っているわけでありまして。特に、病気を持たない普通の健康な子どもたち、そういう人たちが、この胸にボールがぼんと当たった場合ですね、そういったように、致命的な不整脈が起こるそうです。これは心臓細動が起こって、死に至る危険性が非常に多いちゅうことでありますし、その心房細動という心臓の筋肉が痙攣してしまう、もう致命的な不整脈であります。命を助ける最良の手段は、AEDを現場で使用するということであり

ます。このことでありますけど、本町はどういうふうに、これを推進していかれると思いますけども、お考えをお聞きいたします。

○議 長（横山富夫君） 後2分です。簡潔にお願いします。

小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お答えをいたします。

この制度の成り立ち、それから町内における設置の状況、こういうことに役に立つという状況につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。設置等講習会の開催につきましては、詳しい資料等持ち合わせておりませんので、今後十分調査研究をいたしまして、いたしたいと考えております。以上でございます。

○議 長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 最後でありますけど、AEDの取り組みですね、前向きにお願いしたいなと、それを最後に、今日の質問を終わります。

○議 長（横山富夫君） 5番秦 時雄議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明15日から16日は、各常任委員会開催のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、明15日から16日は休会することと決定いたしました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後2時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月14日

玖珠町議会議長

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員